

液化石油ガス法関係申請の手引

平成30年 4月

茨城県防災・危機管理部
消防安全課産業保安室

目 次

はじめに	1
第1 申請，届出をするにあたって	4
1 液化石油ガス法に基づく申請，届出	4
液化石油ガス法関係手続概要図	6
2 申請書等の提出，問い合わせ先	10
3 申請手数料	11
第2 申請及び届出要領	13
1 液化石油ガス販売事業関係	13
(1) 販売事業登録	13
(2) 登録行政庁変更届	15
(3) 販売所等変更届	15
(4) 販売事業承継届	17
(5) 業務主任者等選任（解任）届	18
(6) 液化石油ガス販売事業報告	19
(7) 販売事業廃止届	19
記載例① 販売登録申請書	20
記載例② 販売所等変更届書	28
記載例③ 業務主任者選任（解任）届書	32
記載例④ 販売事業報告	33
2 認定保安機関関係	34
(1) 保安機関認定申請	34
(2) 保安機関認定更新申請	36
(3) 一般消費者等の数の増加認可申請	37
(4) 一般消費者等の数の減少届	37
(5) 保安業務規程認可申請	38
(6) 保安業務規程変更認可申請	38
(7) 認定行政庁変更届	38
(8) 保安機関変更届	39
(9) 保安機関承継届	39
(10) 保安業務実施状況報告	40
(11) 保安業務廃止届	41
記載例 保安機関認定申請書	42
保安業務規程（例）	61
3 認定液化石油ガス販売事業者関係	66
(1) 液化石油ガス販売事業者認定申請	66

(2) 認定液化石油ガス販売事業者状況報告	68
4 貯蔵設備, 特定供給設備及び充てん設備関係	69
(1) 貯蔵施設等設置許可申請	69
(2) 貯蔵施設等変更許可申請	70
(3) 貯蔵施設等変更届	70
(4) 貯蔵施設等完成検査申請	71
(5) 貯蔵施設等完成検査受検届	71
(6) 充てん設備許可申請	72
(7) 充てん設備変更許可申請	72
(8) 充てん設備変更届	73
(9) 充てん設備完成検査申請	73
(10) 充てん設備完成検査受検届	73
(11) 充てん設備保安検査申請	74
(12) 充てん設備保安検査受検届	74
5 液化石油ガス設備工事関係	75
(1) 液化石油ガス設備工事届	75
(2) 特定液化石油ガス設備工事事業開始届	76
(3) 特定液化石油ガス設備工事事業変更届	77
(4) 特定液化石油ガス設備工事事業廃止届	77
6 液化石油ガス設備士関係	78
(1) 液化石油ガス設備士免状交付申	78
(2) 液化石油ガス設備士認定申請	78
(3) 液化石油ガス設備士免状再交付申請	79
(4) 液化石油ガス設備士免状書換え申請	79
7 事故届	80
第3 関連の申請等	83
1 高压ガス保安法に基づく申請等	83
(1) 高压ガス保安法に係る販売届	83
(2) 販売主任者免状交付申請	83
第4 資料	87
様式	
(1)法定様式	
(2)その他の様式	

はじめに

(液化石油ガス法の改正)

液化石油ガスを燃料として生活の用に供する一般消費者等に対して販売すること、液化石油ガス器具等の製造、販売すること等を規制することによって、液化石油ガスによる災害の防止、液化石油ガスの取引の適正化を図り、公共の福祉を増進することを目的として、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）」が制定され、液化石油ガスを含む高圧ガスの保安を巡る状況の変化に伴い、保安技術の進展、自主保安活動の進展などによる事故の減少、また、国際的整合化の動き、「規制緩和推進計画」への対応を背景とし、平成8年3月に高圧ガス取締法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の一部を改正する法律が公布され、平成9年4月から施行されました。

これにより、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下「液化石油ガス法」という。）についても、販売事業の登録制、保安機関の制度化、消費者への情報開示等大きな改正がなされました。

(申請の手引の見直し)

この改正を受け、液化石油ガス関係申請の手引も販売に係るものだけでなく、保安機関、認定液化石油ガス販売事業者、貯蔵施設、充てん設備等に係る規程についても加え、「液化石油ガス法」に焦点をしばり平成10年3月に作成され、15年余りが経過したところです。

その間、技術基準の改正や県の組織改編等が実施されていることから、この度見直しを行い所要の改正を行いました。

本手引きは液化石油ガス販売事業者の方々が事業を遂行する際の必要な手続きについて、主に都道府県知事に対する申請・手続きについて扱っていますので、業務等にご活用していただけますようお願いいたします。

①液化石油ガス販売事業

液化石油ガスを一般消費者等に販売する事業を行おうとするときは、経済産業大臣又は都道府県知事の登録を受けなければなりません。登録申請は、その販売所を設置しようとする区域によって次のように分けられます。

申請者の区分	申請書の提出先
一の都道府県の区域内のみに販売所を設置する者	販売所の所在地を管轄する都道府県知事
一の産業保安監督部の管轄区域内であって二以上の都道府県の区域内に販売所を設置する者	販売所の所在地を管轄する産業保安監督部
二以上の産業保安監督部の管轄区域内に販売所を設置する者	経済産業大臣

登録を受けた後、販売所の変更があり、上記の区分による登録先が変更となった場合は、「登録行政庁変更届」が必要であり、登録申請の事項を変更したときは、「販売所等変更届」が、販

売事業を廃止したときは「廃止届」が必要です。

また、販売事業は、相続等があったときは、相続人等がその地位を承継することができ、この場合は「承継届」が必要となります。

②保安機関

液化石油ガス販売事業者は、一般消費者について保安業務を行う義務があります。販売事業者は、経済産業大臣又は都道府県知事の認定を受けた保安機関に保安業務を委託することができます（委託せずに自ら行おうとするときは、自分で認定を受ける必要があります。）。

保安機関の認定申請は、保安業務を行う販売所の区域に応じて（販売事業の登録申請の場合と同様）行います。保安機関の認定は、5年ごとに更新を受けなければならない、保安業務に係る一般消費者の数を増加するときには認可（減少するときは届出）を受けなければなりません。

また、保安業務に関する規程（保安業務規程）を定め、認定をうけた都道府県知事の認可を受けなければならないこととされています。

なお、認定行政庁の変更、保安機関の変更、承継、廃止に係る届出は、販売事業者と同様です。

③認定液化石油ガス販売事業者

液化石油ガス販売事業者のうち、一般消費者等に係る保安確保機器の設置及び管理の方法が省令で定める基準（施行規則第45条、46条）に適合している者は、登録した都道府県知事等へ申請して認定を受けることができます。この認定を受けると、業務主任者の選任基準、保安業務の方法（緊急時対応の範囲、供給設備・消費設備の点検の周期）の特例が適用されます。

認定を受けた販売事業者は、毎事業年度経過後3月以内に認定に係る一般消費者等の数を報告する義務があり、認定の基準に適合しなくなったとき、報告をしないときは認定を取り消されます。

④貯蔵施設等及び充てん設備

《貯蔵設備等》

液化石油ガス販売事業者は、貯蔵能力3000kg以上の貯蔵施設を設置する場合、貯蔵設備の貯蔵能力が容器にあつては3000kg以上、貯槽又はバルク貯槽にあつては1000kg以上の供給設備を設置する場合は、これらの施設・設備の所在地の都道府県知事の許可を受けなければなりません。これらの施設・設備を変更する場合も許可が必要です。

また、これらの施設・設備は、許可をした都道府県知事の完成検査を受け、これに合格した後でなければ使用してはならないこととされています。

《充てん設備》

供給設備に液化石油ガスを充てん（バルクローリによりバルク貯槽等に液化石油ガスを充てんすること）しようとする者は、充てん設備（バルクローリ）ごとに、その使用の本拠（車庫）の所在地の都道府県知事の許可を受けなければなりません。変更許可、完成検査等については、貯蔵施設等と同様です。また、充てん設備については、1年に1回都道府県知事が行う保安検査を受けなければなりません。

⑤液化石油ガス設備工事

液化石油ガス設備工事（供給設備又は消費設備の設置又は変更の工事）のうち、学校、病院、劇場その他多数の者が出入り又は居住する施設（省令で定めるもの）に係る液化石油ガス設備工事で当該供給設備に係る貯蔵能力が500kgを超えるものの設置、供給管の延長を伴う工事等をした者は、当該施設の所在地の都道府県知事に届け出なければなりません。

硬質管相互の接続、硬質管と気化装置、ガスメーター等の接続に係る工事（特定液化石油ガス設備工事）の事業を行う場合は、事業所ごとに所在地の都道府県知事に届け出なければなりません。また、届出事項に変更があったとき、事業を廃止したときも同様です。

⑥液化石油ガス設備士免状

液化石油ガス設備工事（省令で定めるもの）は、液化石油ガス設備士でなければ行うことができません。液化石油ガス設備士免状は、液化石油ガス設備士試験に合格した者、養成施設において必要な講習を修了した者、その他都道府県知事が認定した者について交付されます。

免状の交付を受けようとするときは、交付資格に応じて都道府県知事に申請しなければなりません。また、免状を汚損、紛失等したときは再交付を、免状の記載事項に変更があったときは書換えを申請しなければなりません。

⑦その他

液化石油ガス法に基づく液化石油ガスの販売において業務主任者の資格要件となる販売主任者免状については、高圧ガス保安法に定められています。液化石油ガスを工業用として使用する者に対する販売も高圧ガス保安法に定められています。そこで、本書においては、これらについて簡単に触れることとします。

第1 申請, 届出をするにあたって

1 液化石油ガス法に基づく申請, 届出

液化石油ガス法では、一般消費者等への液化石油ガス販売事業の登録、保安機関の認定、認定液化石油ガス販売事業者の認定、3000 kg以上の貯蔵施設（特定供給設備）の設置許可・完成検査、充てん設備の許可・完成検査・保安検査、液化石油ガス設備工事の届出、液化石油ガス設備士免状の交付など、申請又は届出を必要とする事項が多数定められています。

これらの申請又は届出を必要とする場合と、その申請又は届出の内容について、概要を示します。

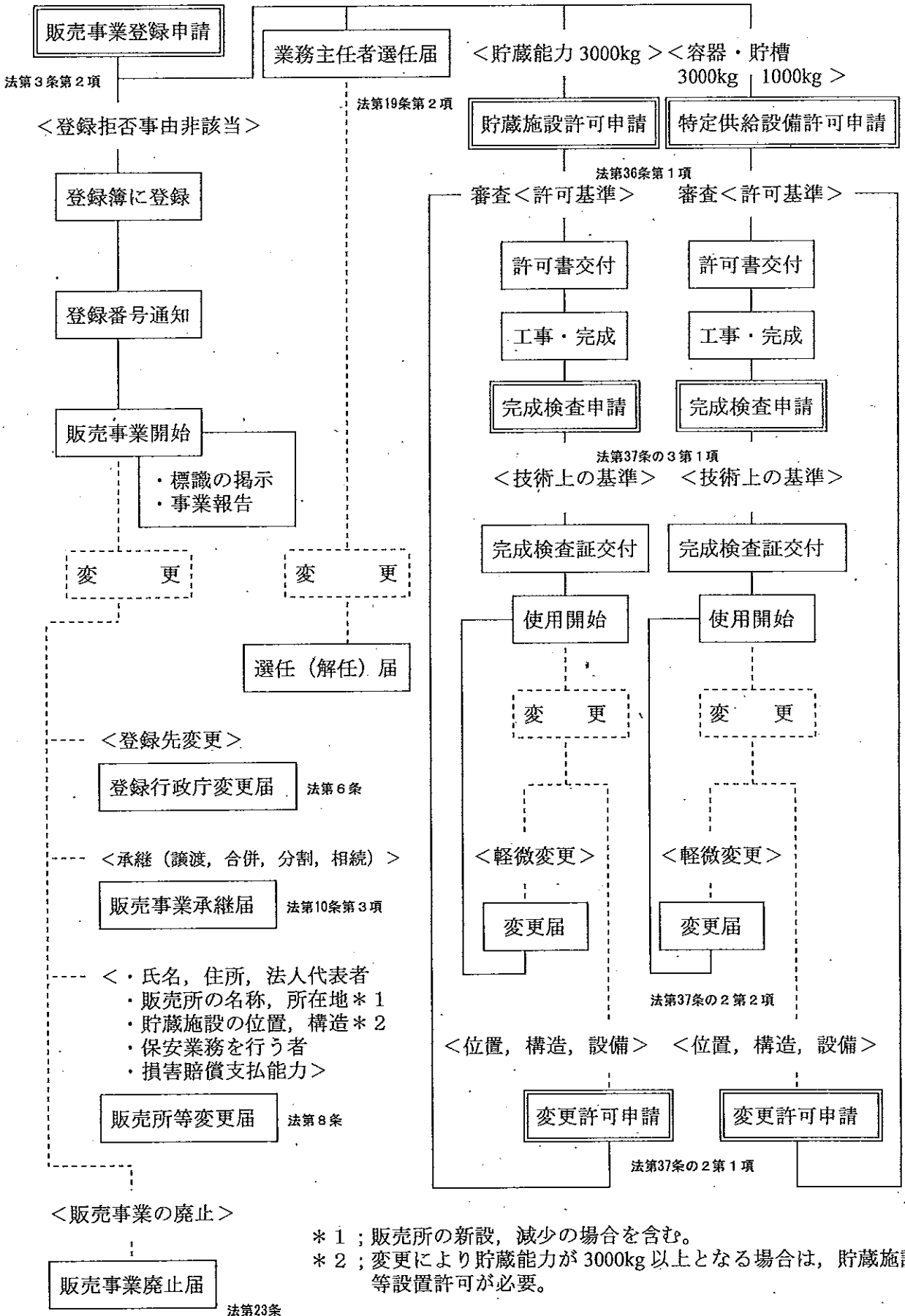
事 項	申請書又は届出の内容	ページ
家庭用の液化石油ガスを販売する事業を開始する。	液化石油ガス販売事業登録申請	1 3
本県で登録した後、他県にも販売店を設置する。	登録行政庁変更届	1 5
登録した販売店を移転する。販売店を新設する。	液化石油ガス販売所等変更届	1 5
販売店の容器置場（貯蔵施設）を移転する。		
保安業務の委託先を変更する。	液化石油ガス販売事業承継届	1 7
既に登録してある販売事業を譲り受けて、販売事業を行う。		
相続により販売事業を継続して行うことになった。		
販売事業を行っている会社を合併し、液化石油ガスの販売事業を行うことになった。	業務主任者等選任（解任）届	1 8
販売店の業務主任者が変わった。		
業務主任者の代理者を新たに選任した。	液化石油ガス販売事業廃止届	1 9
販売事業をやめることとした。		
販売店から委託を受けて消費者の保安業務を行う。	保安機関認定申請 （保安機関認定更新申請）	3 4
認定を受ける保安業務区分を追加する。		
保安業務を行うため、保安業務規程を定めた。	保安業務規程認可申請	3 8
保安業務を行うエリアを拡大し、対象の消費者の数が増加したい。	一般消費者等の数の増加認可申請	3 7
保安業務を行う消費者の数が減少した。	一般消費者等の数の減少届	3 7
認定を受けた保安業務のうち一部をやめる。		
保安業務規程の内容を一部変更する。	保安業務規程変更認可申請	3 8
本県内の販売所の委託を受けて、保安業務を行っていたが、新たに他県の販売所の保安業務も行うことになった。	認定行政庁変更届	3 8
保安業務を行う事業所を移転する。	保安機関変更届	3 9
保安業務を行っている会社を合併し、保安業務を行うこととなった。	保安機関承継届	3 9
相続により保安業務を行うことになった。		

事 項	申請書又は届出の内容	ページ
保安機関の業務をやめることにした。	保安業務廃止届	4 1
認定液化ガス販売事業者の認定を受けて、保安業務の方法の特例の適用を受けたい。	液化石油ガス販売事業者認定申請	6 6
貯蔵量 5000 kg の貯蔵施設を設置する。	貯蔵施設等設置許可申請	6 9
貯蔵量 1000 kg のバルク貯槽による特定供給設備を設置する。		
許可を受けた貯蔵施設（特定供給設備）の位置、構造を変更する。	貯蔵施設等変更許可申請	7 0
貯蔵施設（特定供給設備）の工事が完了したので、使用したい。	貯蔵施設等完成検査申請	7 1
バルクローリにより供給設備に液化石油ガスを充てんする事業を行いたい。	充てん設備許可申請	7 1
バルクローリの車庫を移動したい。	充てん設備変更許可申請	7 2
バルクローリの装置を変更したい。		
バルクローリを設置したので使用したい。	充てん設備完成検査申請	7 3
バルクローリの保安検査を受ける。	充てん設備保安検査申請	7 3
病院の供給設備（貯蔵能力 500 kg 超）の設置工事をした。	液化石油ガス設備工事届	7 5
特定液化石油ガス設備工事の事業を開始した。	特定液化石油ガス設備工事事業開始届	7 6
事業所を移転し、名称を変更した。	特定液化石油ガス設備工事事業変更届	7 7
特定液化石油ガス設備工事に係る配管図面の保管場所を移動した。		
特定液化石油ガス設備工事業を廃止した。	特定液化石油ガス設備工事事業廃止届	7 7
液化石油ガス設備士免状の交付を受けたい。	液化石油ガス設備士免状交付申請	7 8
免状を紛失した。	液化石油ガス設備士免状再交付申請	7 9
免状に記載してある事項に変更があった。	液化石油ガス設備士書換え申請	7 9

※原則、提出部数は1部（設備工事届は2部）ですが、事業者控えが必要な場合は2部（設備工事届は3部）提出してください。

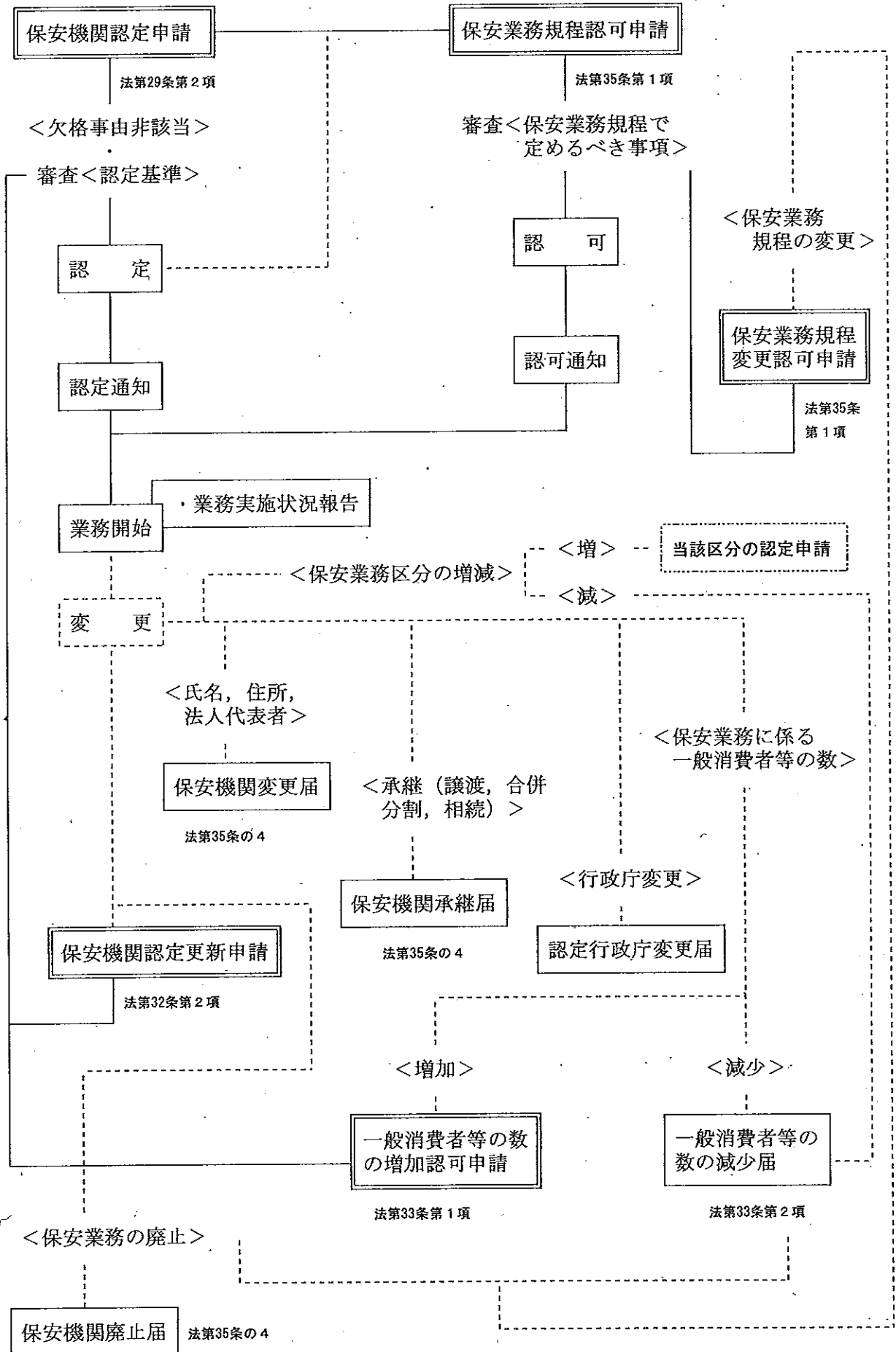
液化石油ガス法関係手続概要図

○販売事業者の登録、貯蔵施設等設置許可、特定供給施設設置許可

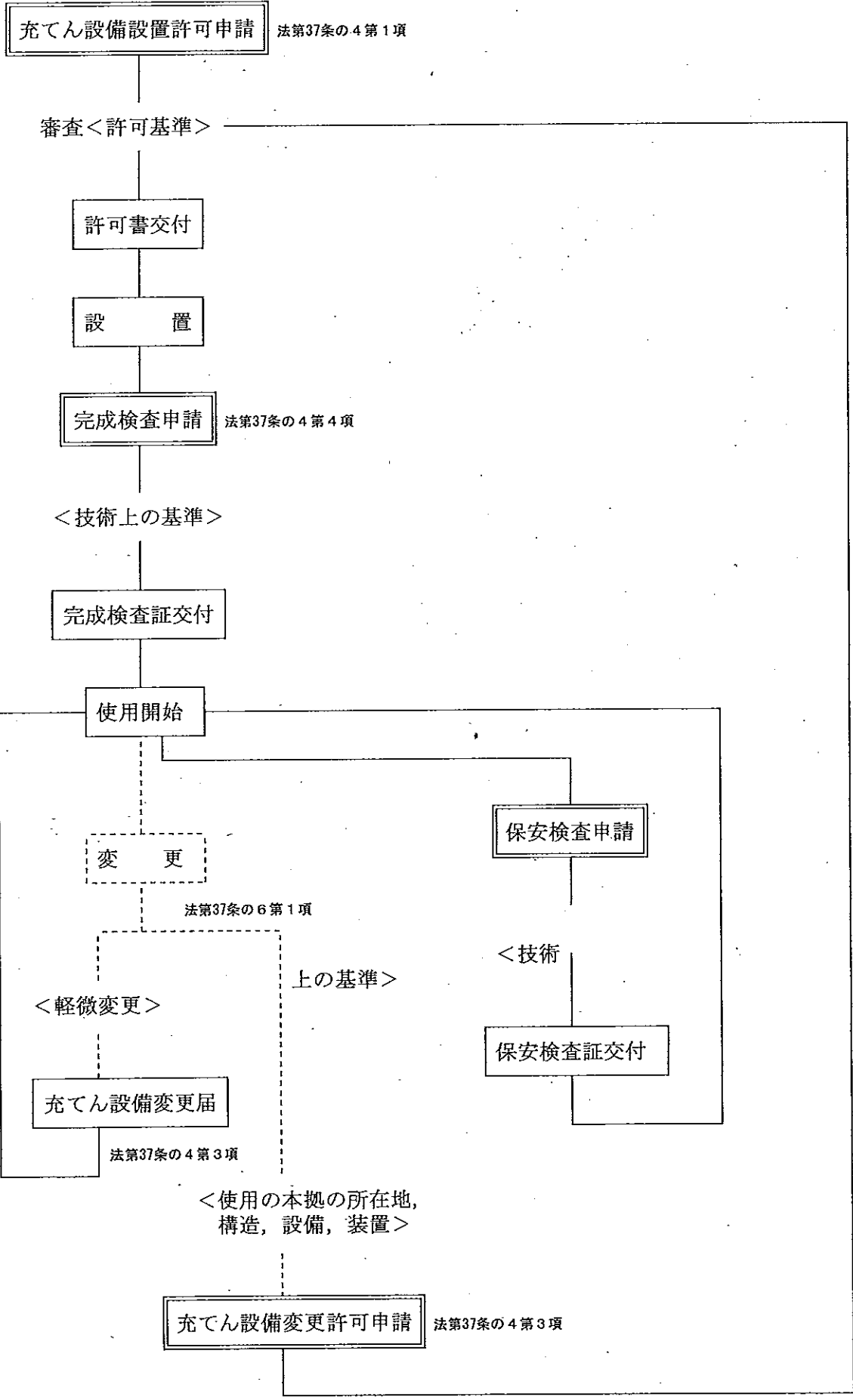


*1 ; 販売所の新設, 減少の場合を含む。
 *2 ; 変更により貯蔵能力が 3000kg 以上となる場合は, 貯蔵施設等設置許可が必要。

○認定保安機関の認定



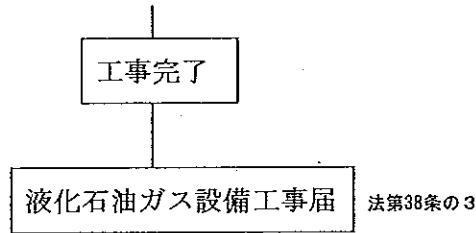
○充てん設備許可



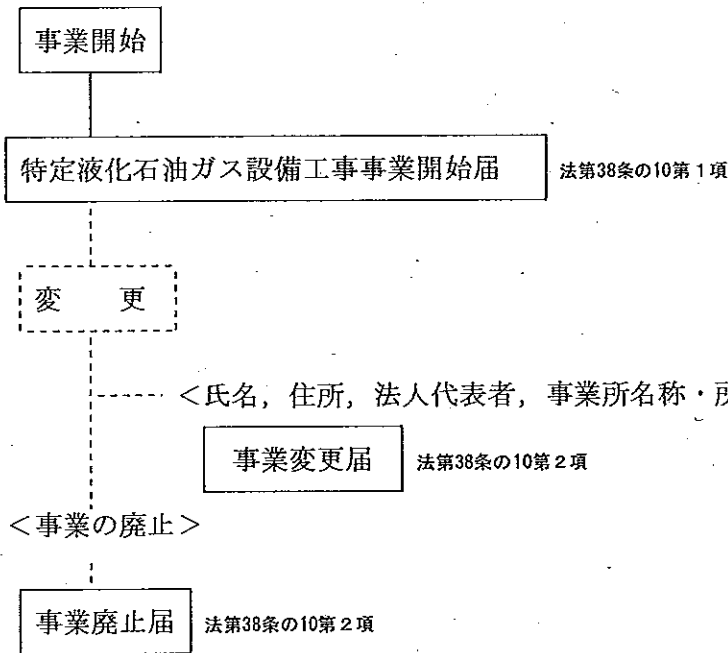
○液化石油ガス設備工事

①液化石油ガス設備工事届

<貯蔵能力が 500kg 超の供給設備の設置・変更の工事>

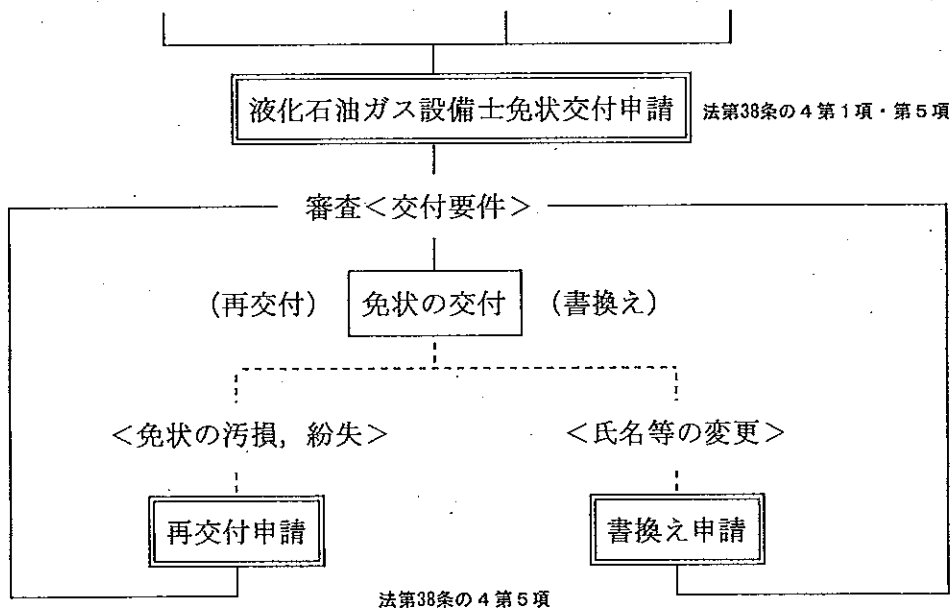


②特定液化石油ガス設備工事業事業開始届



③液化石油ガス設備士免状

<液化石油ガス設備士試験合格> <講習修了> <知事の認定>



2 申請者等の提出, 問い合わせ先

茨城県知事への申請書, 届書は, 原則として次の表にしたがって, 防災・危機管理部消防安全課産業保安室又は販売所等が所在する市町村のある区域を管轄する県民センターに提出してください。

なお, 販売事業の登録, 保安機関の認定等の場合で, 販売所が2以上の県民センターの管轄区域内に設置されているとき, 及び液化石油ガス設備士免状の交付に関しては, 防災・危機管理部消防安全課産業保安室となります。

名 称	所 在 地	電話番号 FAX番号	管 轄 区 域
県北県民センター 環境・保安課	(〒313-0013) 常陸太田市山下町 4119 (常陸太田合同庁舎 内)	0294-80-3355 0294-80-3357	常陸太田市, 常陸大宮市, 大子町
県北県民センター 日立商工労働センタ ー	(〒317-0073) 日立市幸町1-21-2 (日立商工会議所会 館内)	0294-21-6711 0294-21-6712	日立市, 高萩市, 北茨城市
鹿行県民センター 環境・保安課	(〒311-1593) 鉾田市鉾田1367-3 (鉾田合同庁舎内)	0291-33-6056 0291-33-5638	鹿嶋市, 潮来市, 神栖市, 行方市, 鉾田市
県南県民センター 環境・保安課	(〒300-0051) 土浦市真鍋5-17-26 (土浦合同庁舎内)	029-822-7067 029-822-9040	土浦市, 石岡市, 龍ヶ崎市, 取手 市, 牛久市, つくば市, 守谷市, 稲敷市, かすみがうら市, つくば みらい市, 美浦村, 阿見町, 河内 町, 利根町
県西県民センター 環境・保安課	(〒308-8510) 筑西市二木成615 (筑西合同庁舎内)	0296-24-9140 0296-24-7813	古河市, 結城市, 下妻市, 常総市, 筑西市, 坂東市, 桜川市, 八千代 町, 五霞町, 境町
茨城県防災・危機管 理部消防安全課産業 保安室	(〒310-8555) 水戸市笠原町978-6	029-301-3594 029-301-2887	水戸市, 笠間市, ひたちなか市, 那珂市, 小美玉市, 茨城町, 大洗 町, 城里町, 東海村 又は販売所が2以上の県民センタ ーの管轄区域内に設置されている とき及び液化石油ガス設備士免状 の交付

3 申請手数料

登録申請、許可申請等については、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料令（昭和43年政令第15号）に定める手数料が必要となります。

手数料の納付の方法は、茨城県証紙条例（昭和39年茨城県条例第25号）により茨城県収入証紙によることとされています。

具体的には、茨城県収入証紙売りさばき人（合同庁舎の売店、（一社）茨城県高圧ガス保安協会、その他雑貨店等で茨城県収入証紙売りさばき人として指定されている者）において収入証紙を購入し、申請書の裏面等に貼付してください。なお、この場合消印はしないでください。

次に、主な手数料の額を示します。

（平成27年1月現在）

申 請 の 内 容	手 数 料 の 額
液化石油ガス販売事業登録	1件につき 31,000円
保安機関の認定申請	1件につき 6,900円に新たに行う保安業務区分数を乗じた額及び34,000円の合計額
保安機関の認定更新申請	1件につき 6,900円に実施している保安業務区分数を乗じた額及び14,000円の合計額
一般消費者等の数の増加認可申請	1件につき 6,900円に一般消費者等を増加して行う保安業務区分数を乗じた額及び20,000円の合計額
液化石油ガス販売事業者認定申請	
一般消費者等の数が1,000戸未満	1件につき 55,000円
一般消費者等の数が1,000戸以上10,000戸未満	1件につき 80,000円
一般消費者等の数が10,000戸以上	1件につき 110,000円
貯蔵施設等設置許可	1件につき 21,000円に貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じた額
貯蔵施設等変更許可	1件につき 17,000円に変更に係る貯蔵施設及び特定供給設備の数を乗じた額
貯蔵施設等の完成検査申請	
設置許可に係る完成検査	1件につき 31,000円に貯蔵施設又は特定供給設備の数（完成検査合格施設*を除く。）を乗じた額及び5,800円に完成検査合格施設の数に乗じた額の合計額
変更許可に係る完成検査	1件につき 24,000円に貯蔵施設又は特

		定供給設備の数（完成検査合格施設を除く。）を乗じた額及び 5,800 円に完成検査合格施設の数に乗じた額の合計額
充てん設備の許可申請	1 件につき	28,000 円に充てん設備の数 を乗じた額
充てん設備の変更許可申請	1 件につき	17,000 円に充てん設備の数 を乗じた額
充てん設備の完成検査申請 新規許可に係る完成検査	1 件につき	36,000 円に充てん設備の数 を乗じた額
変更許可に係る完成検査	1 件につき	27,000 円に変更に係る充て ん設備の数に乗じた額
充てん設備の保安検査申請	1 件につき	27,000 円に検査に係る充て ん設備の数に乗じた額
液化石油ガス設備士免状の交付申請	1 件につき	3,300 円
液化石油ガス設備士免状の再交付申請	1 件につき	2,300 円
液化石油ガス設備士免状の書換え申請	1 件につき	1,200 円

*完成検査合格施設：高圧ガス保安法第 20 条第 1 項又は第 3 項の規定により完成検査を受け、又は自ら行い、同法第 8 条第 1 号の技術上の基準に適合していると認められた液化石油ガスに係る施設